

令和 8 年度茨城支部事業計画（案）について

令和 8 年度 全国健康保険協会茨城支部 事業計画（案）

※赤字：前年度からの変更箇所、緑字：支部独自部分

新（令和 8 年度）	旧（令和 7 年度）
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>（I）健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万 事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p>	<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>（I）健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万 事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているもの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p>	<p>療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>
<p>（Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。また、業務指導を行い、より一層職員の意識改革を促進する。 ・ 自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。 	<p>（Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証とマイナンバーカードの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。 <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置等の事務取扱については、円滑に実施するため本部指示事項を支部全体で共有する。

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。 加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるよう受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び契約職員の学習会を毎週実施し、職員の多能化を進める。また、管理職とOJTを担当する主任の間で月1回の育成共有会議を開き、育成状況を確認・共有し、OJTの方針を決定する。 新業務システム等の新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026年1月に電子申請を導入する。 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応する。

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<ul style="list-style-type: none"> お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> サービススタンダードの達成状況を 100%とする サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。 <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化 P Tにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し 100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、令和 5 年 1 月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> サービススタンダードの達成状況を 100%とする サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施する

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。 ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。 ・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために研修を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。 	<p>など、厳正に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。 <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給決定データ等の分析や第三者からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認する。また、調査が必要と思われる事案においては、保険給付適正化PTを開催し、申請者・事業主・担当医師への文書照会等を実施するほか、日本年金機構との連携や事業主への立ち入り検査を実施する。 ・ 海外出産育児一時金について、渡航確認書類等を精査し、診療報酬明細書や事業主等へヒアリングにて妊娠および出産の事実確認を徹底する。 ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回や負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。 外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的 	<p>照会等を強化する。なお、疑義が生じた施術所に対して、隨時面接確認を実施し、重点的に審査を行うほか、不正等の事実が認められたときは厚生局へ情報提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回の施術の加入者及び施術者へ施術の必要性を確認するとともに、不正等の事実が認められたときは厚生局へ情報提供する。 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 <p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>な点検を実施する。</p> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険診療報酬支払基金との会議を毎月開催し、点検員全員が参加の上、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。 情報共有や他支部高額査定事例に係る学習会の開催（毎月）に加え、令和8年度診療報酬改定に係る勉強会を開催し、点検の考え方やポイントを共有することにより、点検員のスキルアップを図る。また、外部講師による研修を実施し、高額査定事例につながる医学的知識について理解を深める。 内容点検員との個別面談を毎月実施し、業績（査定率、査定件数、査定額等）について情報共有を行い、協会の方針等について認識を合致させた上で、効果的な点検を実施する。 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用するとともに、業務の棚卸を定期的に行うことにより、効果的かつ効率的な点検を実施する。 再審査結果等を点検員全員で検討の上、自動点検マスタの追加および削除を毎月行い、システムによる自動点検を活用した効果的・効率的な点検を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>	<p>する。</p> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険診療報酬支払基金との会議を毎月開催し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。 情報共有や他支部高額査定事例に係る学習会を毎月開催し、点検の考え方やポイントを共有することにより、点検員のスキルアップを図る。また、外部講師による研修を実施し、高額査定事例につながる医学的知識について理解を深める。 内容点検員との個別面談を実施し、業績（点検件数、再審査件数、査定件数、査定額、査定率等）について情報共有を行い、協会の方針等について認識を合致させた上で、効果的な点検を実施する。 自動点検マスタの追加および削除を毎月実施し、システムによる自動点検を活用した効率的な点検を徹底する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>■ KPI :</p> <p>1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額</p> <p>2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <p>・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。</p> <p>・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。</p> <p>・ 早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに、未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。</p> <p>・ オンライン資格確認を有効に活用せるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。</p> <p>【具体的な取組み】</p> <p>・ 債権回収対策会議において、情報共有を図るとともに、高額な債権等については、別途、支部長を含むメンバーによる対策会議を開催し、案件毎に対策を検討の上、早期かつ確実な回収につなげる。</p> <p>・ 債務者に対して早期に保険者間調整を案内し、積極的に活用することにより、確実な債権回収を図る。</p> <p>・ 業務上を理由とする返納金について、労働基準監督署と調整の上、確実な納付につなげる。</p> <p>・ 住所不明者や相続人不明者について、年金機構や自治体への照会を行い、住所や相続人を特定の上、文書催告等を実施し、回収率の向上につなげる。</p>	<p>■ KPI :</p> <p>1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額</p> <p>2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <p>・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</p> <p>・ 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。</p> <p>・ オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。</p> <p>【具体的な取組み】</p> <p>・ 債権回収対策会議において、情報共有を図るとともに、高額債権等については、支部長を含むメンバーによる対策会議を開催し、方向性を検討し、早期かつ確実な回収につなげる。</p> <p>・ 債務者に対して早期に保険者間調整を案内し、積極的に活用することにより、確実な債権回収を図る。</p> <p>・ 業務上を理由とする返納金について、労働基準監督署と調整の上、確実な納付につなげる。</p> <p>・ 住所不明者について、年金機構への住所照会や自治体への住民票調査を実施し、住所の把握を行い、回収率の向上につなげる。</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<ul style="list-style-type: none"> 年金（老齢・障害）との調整により発生した返納金について、調定前に対象者に案内を送付の上、理解をいただくことにより、確実な納付につなげる。 文書催告及び電話による納付勧奨に加え、戸別訪問を実施するとともに、早い段階で弁護士名での督促を実施した上で、費用対効果を踏まえて法的手続きを実施し、回収率の向上を図る。 年金機構との協議を定期的に開催し、資格取得届および資格喪失届等の早期提出に係る周知広報等について、協力依頼を継続的に行う。 <p>■ KPI :</p> <p>返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金（老齢・障害）との調整により発生した返納金について、調定前に対象者に説明し理解をいただくことにより、確実な納付につなげる。 定期的に文書催告及び電話による納付勧奨を実施するとともに、弁護士名を活用した督促を実施した上で、費用対効果を踏まえて法的手続きを実施し、回収率の向上を図る。 年金機構との協議を定期的に開催し、資格取得届および資格喪失届等に係る早期提出の周知広報等について協力依頼を継続的に行う。 <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※ 1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>※ 2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>■ KPI :</p> <p>返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする。</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>2. 戰略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>（Ⅰ）データ分析に基づく事業実施</p> <p>支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」を構築し、ブロックで課題やスキル・知識及び取組を共有し、分析担当者の能力の底上げを図るとともに、分析担当者が分担・協力して設定した課題や支部特有の課題に対する分析を実施、実践に生かす。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>	<p>2. 戰略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>（Ⅰ）データ分析に基づく事業実施</p> <p>支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修や本部との連携強化に加え、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>（Ⅱ）健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ・なお、6か年間計画である第3期保健事業計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。 <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師を対象とした全国研修やブロック単位による研修に参加し、これらの機会を通じて得た知見を踏まえた支部内研修会を開催する。 ・併せて専門職以外の保健事業に携わる事務職員についても、本部が開催する研修等を通じた事務処理能力の向上を図り、もって専門職が専門的な能力をより発揮しうる基盤整備を推し進める。 ・契約保健師及び管理栄養士が担うべき新たな役割を踏まえて、特定保健指導はもとより、重症化予防対策やコラボヘルス等の保健事業の取組も進める。 ・地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視 	<p>協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p> <p>（Ⅱ）健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師を対象とした全国研修やブロック単位による研修に参加し、これらの機会を通じて得た知見を踏まえた支部内研修会を開催する。 ・併せて専門職以外の保健事業に携わる事務職員についても、本部が開催する研修等を通じた事務処理能力の向上を図り、もって専門職が専門的な能力をより発揮しうる基盤整備を推し進める。 ・地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>点を踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。</p> <p>② 生活習慣病予防健診実施率・事業者健診データ取得率及び特定健診実施率の向上</p> <p>i) 生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、健診・保健指導カルテ等を活用した受診勧奨を実施するとともに、生活習慣病予防健診実施率等が低調な健診機関を訪問し、意見交換等の連携強化を通じて同実施率等の向上を図る。 ・生活習慣病予防健診の実施の向上のためには、アクセスしやすい健診環境の整備も重要な点であることから、同健診の委託契約を締結していない健診機関を積極的に訪問のうえ、報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を踏まえた契約締結の働きかけを強化する。 ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について 20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進するとともに、新規適用事業所への勧奨及び未受診者への個別勧奨等も実施し、健診受診者の拡大を図る。 ・生活習慣病予防健診委託機関における実績を向上させるため、報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を積極的に周知する。 ・事業者健診データの取得について、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプロ 	<p>点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。</p> <p>② 生活習慣病予防健診実施率・事業者健診データ取得率及び特定健診実施率の向上</p> <p>i) 生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、健診・保健指導カルテ等を活用した受診勧奨を実施するとともに、生活習慣病予防健診実施率等が低調な健診機関を訪問し、意見交換等の連携強化を通じて同実施率等の向上を図る。 ・生活習慣病予防健診の実施の向上のためには、アクセスしやすい健診環境の整備も重要な点であることから、同健診の委託契約を締結していない健診機関を積極的に訪問のうえ、報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を踏まえた契約締結の働きかけを強化する。 ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。 ・生活習慣病予防健診委託機関における実績を向上させるため、報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を積極的に周知する。 ・事業者健診データの取得について、2025（令和7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよ

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>一チを強化する。</p> <p>ii) 特定健診実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村のがん検診と特定健診を同時実施することによる受診率向上の効果を最大限に発揮するため、茨城県内の全市町村において、これらの検診（健診）を同時実施する。また、特定健診未受診者に対しては、市町村主催の集団健診の再勧奨も実施する。 被扶養者の利便性やニーズ（オプショナル検査等）に沿った協会単独の集団健診を実施し、新たな受診者層の開拓を推し進める。 <p>・健診体系の見直しとして 2027（令和 9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。</p> <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す</p>	<p>う、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。</p> <p>ii) 特定健診実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村のがん検診と特定健診を同時実施することによる受診率向上の効果を最大限に発揮するため、茨城県内の全市町村において、これらの検診（健診）を同時実施する。 被扶養者の利便性やニーズ（オプショナル検査等）に沿った協会単独の集団健診を実施し、新たな受診者層の開拓を推し進める。 事業主との連名で特定健診受診勧奨文書等を送付するなど、事業所と連携し受診勧奨を行うことで同実施率等の向上を図る。 <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣病予防健診実施率を 63.2%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 9.2%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 31.8%以上とする <p>■ 推定値</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣病予防健診及び事業者健診データ <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：308,085 人 ・生活習慣病予防健診実施者：194,710 人（KPI 達成ベース） ・事業者健診データ取得者：28,344 人（KPI 達成ベース） 2) 被扶養者の特定健診 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：69,638 人 ・実施者：22,145 人（KPI 達成ベース） ③ 特定保健指導実施率及び質の向上 <ol style="list-style-type: none"> i) 特定保健指導実施率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の利用案内を増加することによる実施率向上を図るため、2022年度に策定した標準モデルに沿った同指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・特定保健指導の実施率等が低調な健診機関を選定、訪問のうえ、意見交換等の連携強化を通じた同実施率等の向上を図る。 	<p>目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣病予防健診実施率を 61.8%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 9.2%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 31.8%以上とする <p>■ 推定値</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣病予防健診及び事業者健診データ <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：302,392 人 ・生活習慣病予防健診実施者：186,878 人（KPI 達成ベース） ・事業者健診データ取得者：27,820 人（KPI 達成ベース） 2) 被扶養者の特定健診 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：70,843 人 ・実施者：22,528 人（KPI 達成ベース） ③ 特定保健指導実施率及び質の向上 <ol style="list-style-type: none"> i) 特定保健指導実施率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の利用案内を増加することによる実施率向上を図るため、2022年度に策定した標準モデルに沿った同指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定、訪問し、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・特定保健指導の実施率等が低調な健診機関を選定、訪問のうえ、意見交換等の連携強化を通じた同実施率等の向上を図る。

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<ul style="list-style-type: none"> 人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。 特定保健指導の実施率の向上のためには、健診受診日当日の初回面談が効果的であることから、同指導の委託契約を締結していない健診機関を積極的に訪問のうえ、報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を踏まえた契約締結の働きかけを強化する。 特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。 外部委託の更なる推進を図るため、健診機関における健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、効率性の高いICT面談を活用した専門機関における特定保健指導枠を拡充する。また、特定保健指導実施機関との情報共有や連携を目的に、当該機関の保健指導者を対象に研修会等を実施する。 遠隔面談等のICTを活用する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm・体重1kg減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。 特定保健指導の実施率の向上のためには、健診受診日当日の初回面談が効果的であることから、同指導の委託契約を締結していない健診機関を積極的に訪問のうえ、報奨金（インセンティブ）事業による経営効果等を踏まえた契約締結の働きかけを強化する。 外部委託の更なる推進を図るため、健診機関における健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、効率性の高いICT面談を活用した専門機関における特定保健指導枠を拡充する。 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQ</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>OLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の特定保健指導実施率を 25.9%以上とする 被扶養者の特定保健指導実施率を 11.6%以上とする <p>■ 推定値</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の特定保健指導 <ul style="list-style-type: none"> 対象者：42,827人 実施者：11,093人（KPI達成ベース） 被扶養者の特定保健指導 <ul style="list-style-type: none"> 対象者：2,226人 実施者：259人（KPI達成ベース） 	<p>OLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の特定保健指導実施率を 20.8%以上とする 被扶養者の特定保健指導実施率を 10.5%以上とする <p>■ 推定値</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の特定保健指導 <ul style="list-style-type: none"> 対象者：41,651人 実施者：8,663人（KPI達成ベース） 被扶養者の特定保健指導 <ul style="list-style-type: none"> 対象者：2,323人 実施者：244人（KPI達成ベース）

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施する。 ・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、文書等による受診勧奨や支部保健師等による特定保健指導実施時の受診勧奨を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を強化するため、事業主と連 	<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。 ・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。 ・ メタボ予備群に対するメタボ流入抑止及び特定保健指導未実施者対策のため、生活習慣の改善を促す冊子を作製のうえ、広く周知する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコ

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>携した加入者の健康づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。 ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、協定・覚書を締結している商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠や女性の健康など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員による訪問、関係団体と連携したセミナー・研修会等にて、健康経営や「健康づくり推進事業所認定制度」について周知し、宣言を促す。 ・ 健康宣言事業所での実践的な取組内容を広報紙等で好事例として紹介し、健康経営を一層推進する。 ・ 健康宣言事業所の取組をフォローアップし、茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度」、国の「健康経営優良法人認定制度」への申請を促す。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造</p>	<p>ンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。 ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員による訪問、セミナー・研修会等にて、健康経営や「健康づくり推進事業所認定制度」について周知し、宣言を促す。 ・ 健康宣言事業所での実践的な取組内容を広報紙等で好事例として紹介し、健康経営を一層推進する。 ・ 茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度」により健康宣言事業所の取組をフォローアップし、国の「健康経営優良法人認定制度」への申請を促す。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を2,550事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数</p> <p>（Ⅲ）医療費適正化</p> <p>①医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2025（令和7）年3月診療分で89.1%と、80%以上の水準まで達している。協会全体でこの水準を維持・向上できるよう、引き続き、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を図る。 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう広報等に取り組むとともに、茨城県や茨城県薬剤師会、他の保険者等と連携した取組により加入者に対する効果的な働きかけを行う。 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意 	<p>的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,800事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>（Ⅲ）医療費適正化</p> <p>①医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年3月診療分で83.6%と、80%以上の水準まで達している。使用割合が80%以上の当支部では、この水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を検討する。 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう広報等に取り組むとともに、茨城県や茨城県薬剤師会、他の保険者等と連携した取組により加入者に対する効果的な働きかけを行う。 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>見発信を行い、茨城県内の関係団体と連携しジェネリック医薬品の使用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別や薬効分類別の使用割合を分析し、県、関係団体等へ意見発信するなど、効果的な働きかけを行う。 ・ 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るために、広報誌等様々な機会を捉えて積極的に広報を実施する。 <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。 <p>（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</p> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。 医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。 <p>i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p>	<p>見発信を行い、茨城県内の関係団体と連携しジェネリック医薬品の使用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別や薬効分類別の使用割合を分析し、県、関係団体等へ意見発信するなど、効果的な働きかけを行う。 ・ 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るために、広報誌等様々な機会を捉えて積極的に広報を実施する。 <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針（※1）を踏まえ、2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果をもとに、より効果的な事業の実施を検討する。 <p>（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</p> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 <p>i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラの取組を進めることは重要度が高い。</p>	<p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p>
<p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p> <p>ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で89.6%以上とする</p> <p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康増進計画に基づく健康づくりに関する都道府県の会議や医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・ 都道府県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p>	<p>困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p> <p>1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 <p>（IV）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。 ・ 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・「令和8年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年 	<p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 <p>（IV）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、本部が策定する協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。 ・ 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全面リニューアルを実施したホームページの安定運用に取り組むとともに、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、利用者目線で改善を図る。 ・ また、コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上や SDGs に資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体である SNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。 ・ 健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。 ・ 関係団体との積極的な連携を図り、具体的な事業展開を図る。 ・ 保険者協議会の活性化（保健事業の推進に向け積極的に保険者間の連携を図る） ・ 茨城県・水戸市を始めとする覚書締結団体と積極的に事業連携を図る。 ・ その他、日本年金機構、厚生局、支払基金、地方自治体、各保険者等との連 	<p>度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページについては、利用者目線で改善を図るとともに、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、ホームページの全面リニューアルに向けた作業を着実に実施する。 ・ また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上や SDGs に資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体である SNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。 ・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。 ・ 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 ・ 関係団体との積極的な連携を図り、具体的な事業展開を図る。 ・ 保険者協議会の活性化（保健事業の推進に向け積極的に保険者間の連携を図る） ・ 茨城県・水戸市を始めとする覚書締結団体と積極的に事業連携を図る。 ・ その他、日本年金機構、厚生局、支払基金、地方自治体、各保険者等との連

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>携を強化し、効率的・効果的な事業運営を推進する。</p> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納入告知書同封チラシや LINE、メールマガジン、社会保険いばらき等により定期的に広報を行うほか、加入者にとってわかりやすいホームページ作成による情報発信の強化を図る。 ・ 各種広報誌への広告記事掲載、市町村広報誌、リーフレット・ポスター等を活用した広報の実施 ・ 支部の事業に関するプレスリリースを行い、マスメディアを通じた広報を行うなど新聞、ラジオCM、インターネット等のメディアを活用した広報展開 ・ 公共交通機関を活用した広報展開 ・ 健康イベントへの参加による協会事業のPR ・ ターゲットを絞った勧奨を実施し、健康保険委員の委嘱拡大を図る。 ・ 四半期ごとに健康保険委員向けの広報誌等を送付し、加入者や事業主へ定期的な情報提供を行う。 ・ 社会保険委員会、社会保険協会及び日本年金機構と連携し、委員表彰式を開催する。 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 62.6%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする 2) SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月 2回以上情報発信を行う 	<p>携を強化し、効率的・効果的な事業運営を推進する。</p> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納入告知書同封チラシや LINE、メールマガジン、社会保険いばらき等により定期的に広報を行うほか、加入者にとってわかりやすいホームページ作成による情報発信の強化を図る。 ・ 各種広報誌への広告記事掲載、市町村広報誌、リーフレット・ポスター等を活用した広報の実施 ・ 支部の事業に関するプレスリリースを行い、マスメディアを通じた広報を行うなど新聞、ラジオCM、インターネット等のメディアを活用した広報展開 ・ 公共交通機関を活用した広報展開 ・ 健康イベントへの参加による協会事業のPR ・ ターゲットを絞った勧奨を実施し、健康保険委員の委嘱拡大を図る。 ・ 四半期ごとに健康保険委員向けの広報誌等を送付し、加入者や事業主へ定期的な情報提供を行う。 ・ 社会保険委員会、社会保険協会及び日本年金機構と連携し、委員表彰式を開催する。 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 61.6%以上とする 2) SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>（I）人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。 ・その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。 <p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・ 多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。 <p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 <p>（II）内部統制等</p>	<p>（I）人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、本部が実施する役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。 ・その他、支部のそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、本部が実施する受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。 <p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・ 年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 <p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際の討論の場などで、職員同士の様々な意見交換や情報交換を積極的に行い、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 <p>（II）内部統制等</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。 ・階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 <p>②個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。 ・支部の相談窓口（外部のコンプラホットラインを含む。）に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。 <p>④災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 ・業務継続計画書（B C P）など各種マニュアル等について必要な見直しを行 	<p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。 ・階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 <p>②個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・外部相談窓口（コンプラホットライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。 <p>④ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 ・本部の指示に基づき業務継続計画書（B C P）など各種マニュアル等につい

新（令和8年度）	旧（令和7年度）
<p>う。</p> <p>⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所及び加入者の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 <p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>て必要な見直しを行う。</p> <p>⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 <p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>

新（令和8年度）	旧（令和7年度）